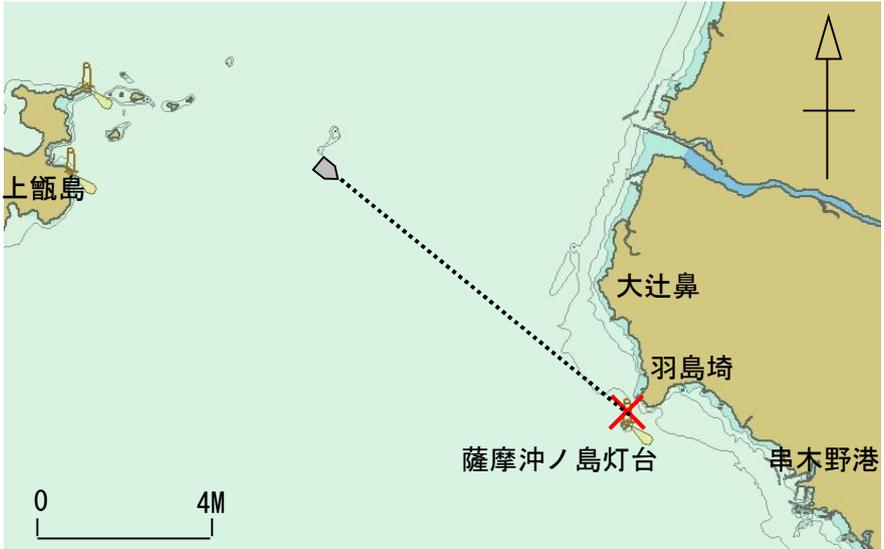


船舶事故調査報告書

令和7年12月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年4月10日 09時00分頃
発生場所	鹿児島県いちき串木野市羽島埼南西沖 薩摩沖ノ島灯台から真方位009° 200m付近 (概位 北緯31° 44.5′ 東経130° 10.8′)
事故の概要	漁船第五幸丸は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年7月7日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五幸丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	KG2-6072（漁船登録番号）、有限会社幸丸水産 第295-46598号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	バルバスバウに破口
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、鹿児島県薩摩川内市上甕島周辺でまき網漁を終えて帰航を開始し、いちき串木野市串木野港に向けて約10ノットの対地速力で南東進していた。</p> <p>船長は、操舵室中央の操縦席に腰を掛け、自動操舵により単独で操船に当たり、薩摩川内市大辻鼻西方沖を操船中、眠気を感じた。</p> <p>船長は、本事故前日の夕方に串木野港を出航してから、当日の朝に帰航を開始するまで眠気や疲れを感じておらず、強い眠気ではないので居眠りすることはないと思い、操縦席に腰を掛けたまま操船を続けるうちに居眠りし始めた。</p> <p>船長は、船底からの衝撃音を聞いて目を覚まし、いちき串木野市沖ノ島付近の浅所に乗り揚げたことに気付き、機関を後進にして本船を離礁させた。</p> <p>(図1 参照)</p>

	 <p style="text-align: center;">図1 事故発生経過概略図</p> <p>本船は、バルバスバウに損傷があったが、浸水はなく、自力航行によって串木野港に帰港した。</p> <p>船長は、本事故を海上保安庁に通報しなかった。</p> <p>船長は、ふだん夕方出航して夜間操業を行い、翌日の朝に操業を終えて帰航し、昼間に5時間程度の睡眠をとっていた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約1.8mであった。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、自動操舵で南東進中、船長が、操縦席に腰を掛けたまま居眠りしたことから、沖ノ島に接近していることに気付かず、同島付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、出航してから帰航を開始するまで、眠気や疲れを感じておらず、帰航中に眠気を感じた際、強い眠気ではなかったことから居眠りすることはないと思い、立って操船に当たるなどの居眠り運航の防止措置を採らなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、自動操舵で南東進中、船長が、操縦席に腰を掛けたまま居眠りしたため、沖ノ島に接近していることに気付かず、同島付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、操船中に眠気を感じた場合、立って操船に当たったり、体を動かしたり、外気に当たったりするなど、居眠り運航の防止措置を採ること。</li> <li>・ 船長は、船舶事故が発生した場合、速やかに海上保安庁に通報すること。</li> </ul>